

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書 No. 4
【根拠条文】	法第27条の26第2項に基づく報告書
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	株式会社 リそなホールディングス 代表執行役社長 川田 憲治
【住所又は本店所在地】	大阪市中央区備後町2丁目2番1号
【報告義務発生日】	平成18年2月28日
【提出日】	平成18年3月10日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2名
【提出形態】	連名

第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社 ユニコ・コ・ポレーション
会社コード	8569
上場・店頭の種類	上場
上場証券取引所	ジャスダック
本店所在地	〒 063-8558 札幌市西区二十四軒2条4 - 6 - 2 3

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社 りそな銀行
住所又は本店所在地	〒 541-0051 大阪市中央区備後町 2 丁目 2 番 1 号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	大正7年5月15日
代表者氏名	野村 正朗
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	1．預金又は定期預金の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引並びに為替取引 2．債務の保証又は手形の受入れ その他 1 の銀行業務に付随する業務 3．国債、地方債、政府保証債に係る引受、募集又は売出しの取扱、売買その他業務 4．信託業務 5．その他法律により銀行又は信託会社が営むことのできる業務 6．その他 1 ～ 5 の業務に付帯又は関連する事項

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町 1 丁目 1 番 2 号 株式会社 りそなホールディングス リスク統括部 伊東 隆行
電話番号	03-5223-1470

(2)【保有目的】

政策投資目的での保有

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株) (内、優先株式)	57,750		
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株) (内、旧転換社債券)	C	-	I
対象有価証券カバーワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 57,750	N 0	0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		0
保有株券等の数(総数) (M+N+0-P)	Q		57,750
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年2月28日現在)	S	6,890,822
上記提出者の 株券等保有割合(%) ($Q/(R+S) \times 100$)		0.84
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.84

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

2【提出者（大量保有者） / 2】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（特別法人）
氏名又は名称	預金保険機構
住所又は本店所在地	〒 100-0006 東京都千代田区有楽町 1 丁目 1 2 番 1 号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和46年7月1日
代表者氏名	永田 俊一
代表者役職	理事長
事業内容	1. 保険料の収納、保険金及び仮払金の支払、資金援助、預金等債権の買取りに関する業務 2. 金融整理管財人（含む管財人代理）、承継銀行の経営管理、金融危機への対応のための業務 3. 立入検査、健全金融機関等からの資産買取り、金融機関の株式等の引受（資本増強）に関する業務 4. 整理回収機構への指導及び助言並びに債務者の財産調査、経営者等の責任追及に関する業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区有楽町 1 丁目 1 2 番 1 号 預金保険機構 総務部 管理課 高橋 聡生
電話番号	03-3212-6030

(2)【保有目的】

1. 特別公的管理銀行であった株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社 新生銀行）の発行株式をニュー・LT CBパートナーズ・CVに譲渡し、同行の特別公的管理の終了を行ったが、当該株式譲渡の一環として、同行が保有する株式を預金保険機構が買取ったもの。 2. 特別公的管理銀行である株式会社日本債券信用銀行（現 株式会社 あおぞら銀行）の発行株式をソフトバンク株式会社、オリックス株式会社、東京海上火災保険株式会社及びその他の金融機関等に譲渡し、同行の特別公的管理の終了を行ったが、当該株式譲渡の一環として、同行が保有する株式を預金保険機構が買取ったもの。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株) (内、優先株式)	115,500		334,500
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株) (内、旧転換社債券)	C	-	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 115,500	N 0	0 334,500
信用取引により譲渡したことに より控除する株券等の数	P		0
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		450,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年2月28日現在)	S	6,890,822
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S) × 100)		6.53
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		6.53

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>* 預金保険機構(以下 預保という)と株式会社あおぞら銀行(旧日本債券信用銀行。以下「あおぞら銀行」という)との間に、平成12年8月31日付けの以下を内容とする契約が存在する。</p> <p>1. あおぞら銀行からの株式の買取は、預保があおぞら信託銀行に設定した信託の信託財産として、あおぞら信託銀行があおぞら銀行より譲り受ける方法によるものとする。</p> <p>2. 平成12年9月1日から5年間、預保が当該株式を売却しようとする場合、あおぞら銀行は第一優先購入権(預保にとって最も有利な第三者からの購入申込と同一条件による購入権)を有する。また平成12年9月1日から5年以内であれば、あおぞら銀行は当該株式の買戻しを求めることが出来る。但し、預保は当該売戻しにより損失が発生する場合、売戻さないことを選択できる。なお、平成17年8月31日に、当該契約に基く当初信託期間は終了したが、当該株式の信託期間は、1年間延長された。</p> <p>3. 株式の譲渡人であるあおぞら銀行からあおぞら信託銀行への譲渡及び信託財産であることの登録、表示又は記載を省略する。</p> <p>4. 預保はあおぞら銀行に信託株式の議決権の一切の行使を委ねることを承認する。 (旧日債銀での保有 334,500株)</p>

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

(1) 株式会社 りそな銀行

(2) 預金保険機構

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株) (内、優先株式)	173,250		334,500
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株) (内、旧転換社債券)	C	-	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 173,250	N 0	0 334,500
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		0
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		507,750
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年2月28日現在)	S	6,890,822
上記提出者の 株券等保有割合(%) ($Q/(R+S) \times 100$)		7.37
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		7.37